

不当労働行為の申立てチェックシート

あなた又は労働組合に対して、使用者が行った行為について、以下の□にチェックしてみましょう。

あなた又は労働組合が	使用 者 が	
<input type="checkbox"/> 労働組合の組合員であること <input type="checkbox"/> 労働組合に加入したり、労働組合を結成しようとしたことを理由に <input type="checkbox"/> 正当な組合活動をしたこと	<input type="checkbox"/> 解雇した。 <input type="checkbox"/> 配置転換した。 <input type="checkbox"/> 賃金や一時金などで差別的な扱いをした。 <input type="checkbox"/> その他不利益に取り扱った。	 労働組合法第7条第1号で禁止された「不利益取扱い」 → 申立書記入例1(P.2)へ
<input type="checkbox"/> 労働組合に加入しないことを <input type="checkbox"/> 労働組合から脱退すること	<input type="checkbox"/> 雇用の条件にした。	 労働組合法第7条第1号で禁止された「黄犬契約」 → ☆
<input type="checkbox"/> 団体交渉を申し入れたことに対して	<input type="checkbox"/> 正当な理由なく拒否した。 <input type="checkbox"/> 交渉には応じたが、誠実に対応していない。	 労働組合法第7条第2号で禁止された「団体交渉の拒否」 → 申立書記入例2(P.5)へ
<input type="checkbox"/> 労働組合を結成する（した）こと <input type="checkbox"/> 労働組合を運営すること	以下のような支配・介入をした。 <input type="checkbox"/> 組合の結成を妨害した。 <input type="checkbox"/> 組合活動の中心人物を解雇・配置転換した。 <input type="checkbox"/> 組合員に脱退を働きかけた。 <input type="checkbox"/> 組合の活動を非難する発言をした。 <input type="checkbox"/> 会社の施設利用にあたり制限をした。 <input type="checkbox"/> 別組合員や組合員でない人と異なる不利な取扱いをした。 <input type="checkbox"/> 組合に対して、その他の介入的行為をした。	 労働組合法第7条第3号で禁止された「支配介入」 → 申立書記入例3(P.8)へ
<input type="checkbox"/> 労働組合の運営に要する費用に対して援助を与えた。		 労働組合法第7条第3号で禁止された「経費援助」 → ☆
<input type="checkbox"/> 労働委員会に不当労働行為救済の申立てをしたこと <input type="checkbox"/> 不当労働行為の命令について再審査申立てをしたこと <input type="checkbox"/> 労働委員会が行う調査・審問あっせんなどの際に、証拠を提出したり発言したこと	<input type="checkbox"/> 解雇した。 <input type="checkbox"/> 配置転換した。 <input type="checkbox"/> 賃金や一時金などで差別的な扱いをした。 <input type="checkbox"/> その他不利益に取り扱った。	 労働組合法第7条第4号で禁止された「報復的不利益取扱い」 → ☆

☆：申立書の記入については、
労働委員会事務局審査課にお問い合わせください。

《記入例 1：労働組合法第 7 条第 1 号該当（不利益取扱い）》

申立てチェックシートに戻る

〇〇年〇〇月〇〇日

京都府労働委員会会長様

【記載上の注意】代理人による申立ては認められません。必ず申立人本人の名前を記載してください。

申立人 油小路工業労働組合

代表者 執行委員長 京都太郎㊞

(個人の場合は氏名を書いてください)

申請者等名を「署名」した
場合は、押印は不要です。

申立書

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 7 条第 1 号違反について、労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 32 条により、下記のとおり申し立てます。

記

1 当事者

所在地 京都市上京区下立売通智恵光院東入る

申立人 名称 油小路工業労働組合

代表者職氏名 執行委員長 京都太郎

(個人の場合は住所、氏名を書いてください)

(電話 075-123-4569)

所在地 京都市上京区下立売通智恵光院東入る

被申立人 名称 油小路工業株式会社

代表者職氏名 代表取締役社長 上京次郎

(個人の場合は住所、氏名を書いてください)

(電話 075-123-4567)

2 請求する救済の内容

【記載上の注意】被申立人の不当労働行為がなかった状態に戻すために、被申立人にどのような行為を求めるかを具体的に記載してください。

(1) 被申立人は、申立人の執行委員長京都太郎に対する〇年〇月〇日付けの解雇を撤回し、原職に復帰させるとともに解雇の翌日から復帰するまでの間に支払われるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

【記載上の注意】被申立人に文書の掲示を求める場合は、掲示の方法とその文面を記載してください。

(2) 被申立人は、縦1メートル、横2メートルの白紙に下記のとおり記載し、会社本社及び亀岡工場の玄関付近の従業員が見やすい場所に、2週間掲示しなければならない。

記

この度、京都府労働委員会から、当社が〇年〇月〇日付けで貴組合執行委員長に対して行った解雇は、不当労働行為であると認定されました。

については、今後このような行為をしないことを誓約します。

〇年〇月〇日（掲示の日を記載）

油小路工業労働組合

執行委員長 京都 太郎 様

油小路工業株式会社

代表取締役社長 上京 次郎

3 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者

【記載上の注意】組合結成日、組合員数、上部団体への加入等申立人の状況について記載してください。

ア 申立人

申立人は、被申立人の従業員で組織する労働組合で〇年〇月〇日結成され、〇年〇月現在、組合員は〇〇〇人である。なお、組合は、〇年〇月〇日に、

上部団体である〇〇地区本部に加盟し、現在に至っている。

【記載上の注意】事業内容、事業所の設置状況、従業員数等被申立人の状況について記載してください。

イ 被申立人

被申立人は、〇年〇月〇日設立され、京都市に本社を置き龜岡市に工場を有する工作機械メーカーである。従業員は、〇年〇月現在、〇〇〇人である。

(2) 不当労働行為を構成する具体的な事実

【記載上の注意】労働組合の組合員であること、労働組合に加入したり、労働組合を結成しようとしたこと、又は正当な組合活動をしたことで、被申立人のどのような行為によって、いつ、どのような不利益を被ったのか、具体的に記載してください。

ア 京都太郎は、申立人結成当初からの組合員であり、〇〇に関する団体交渉に出席するなどしてきた。

京都太郎は、〇年〇月〇日から申立人の執行委員長である。

イ 〇年〇月〇日、被申立人は、京都太郎を遅刻が多く勤務態度が不良であるとして、同日付で解雇した。同様の理由で解雇された例はこれまでなく、被申立人が京都太郎を解雇したのは、同人の活発な組合活動を嫌悪したからであり、これは正当な組合活動を理由とする不利益取扱いである。

《記入例2：労働組合法第7条第2号該当（団体交渉の拒否）》

申立てチェックシートに戻る

〇〇年〇〇月〇〇日

京都府労働委員会会長様

【記載上の注意】代理人による申立ては認められません。必ず申立人本人の名前を記載してください。

申立人 油小路工業労働組合

代表者 執行委員長 京都太郎㊞

(個人の場合は氏名を書いてください)

申請者等名を「署名」した
場合は、押印は不要です。

申立書

労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条第2号違反について、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第32条により、下記のとおり申し立てます。

記

1 当事者

所在地 京都市上京区下立売通智恵光院東入る

申立人 名称 油小路工業労働組合

代表者職氏名 執行委員長 京都太郎

(個人の場合は住所、氏名を書いてください)

(電話 075-123-4569)

所在地 京都市上京区下立売通智恵光院東入る

被申立人 名称 油小路工業株式会社

代表者職氏名 代表取締役社長 上京次郎

(個人の場合は住所、氏名を書いてください)

(電話 075-123-4567)

2 請求する救済の内容

【記載上の注意】被申立人が団体交渉 자체を拒否している場合は、「団体交渉に応じなければならない」旨を、被申立人が団体交渉には応じているが、誠実な交渉態度ではない場合は「団体交渉に誠実に応じなければならない」旨を記載してください。

(1) 被申立人は、申立人が申し入れた団体交渉を上部団体の出席を理由に拒否することなく、直ちに応じなければならない。

【記載上の注意】被申立人に文書の掲示を求める場合は、掲示の方法とその文面を記載してください。

(2) 被申立人は、縦1メートル、横2メートルの白紙に下記のとおり記載し、会社本社及び亀岡工場の玄関付近の従業員が見やすい場所に、2週間掲示しなければならない。

記

この度、京都府労働委員会から、当社が、貴組合が申し入れた団体交渉に上部団体の出席を理由に応じなかつたことは、不当労働行為であると認定されました。

については、今後このような行為をしないことを誓約します。

○年○月○日（掲示の日を記載）

油小路工業労働組合

執行委員長 京都 太郎 様

油小路工業株式会社

代表取締役社長 上京 次郎

3 不当労働行為を構成する具体的な事実

(1) 当事者

【記載上の注意】組合結成日、組合員数、上部団体への加入等申立人の状況について記載してください。

ア 申立人

申立人は、被申立人の従業員で組織する労働組合で〇年〇月〇日結成され、〇年〇月現在、組合員は〇〇〇人である。なお、組合は、〇年〇月〇日に、上部団体である〇〇地区本部に加盟し、現在に至っている。

【記載上の注意】事業内容、事業所の設置状況、従業員数等被申立人の状況について記載してください。

イ 被申立人

被申立人は、〇年〇月〇日設立され、京都市に本社を置き亀岡市に工場を有する工作機械メーカーである。従業員は、〇年〇月現在、〇〇〇人である。

(2) 不当労働行為を構成する具体的事実

【記載上の注意】団体交渉を申し入れた年月日、交渉事項、被申立人が団体交渉を拒否した年月日及び応じないとするその理由、あるいは不誠実であると考える被申立人の団体交渉における対応について、具体的に記載してください。

申立人は、被申立人に対し、〇年〇月〇日、〇〇年度の賃金改定について、上部団体〇〇地区本部が同席する団体交渉を申し入れたところ、被申立人の〇〇部長は「上部団体の出席する団体交渉には応じられない」として団体交渉を拒否した。以後数回にわたる申立人の団体交渉申入れにもかかわらず、被申立人は団体交渉に応じていない。

上部団体の出席を理由に被申立人が団体交渉に応じないことは、正当な理由のない団体交渉拒否である。

《記入例3：労働組合法第7条第3号該当（支配介入）》

申立てチェックシートに戻る

〇〇年〇〇月〇〇日

京都府労働委員会会長様

【記載上の注意】代理人による申立ては認められません。必ず申立人本人の名前を記載してください。

申立人 油小路工業労働組合

代表者 執行委員長 京都太郎 ㊞

(個人の場合は氏名を書いてください)

申請者等名を「署名」した
場合は、押印は不要です。

申立書

労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条第3号違反について、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第32条により、下記のとおり申し立てます。

記

1 当事者

所在地 京都市上京区下立売通智恵光院東入る

申立人 名称 油小路工業労働組合

代表者職氏名 執行委員長 京都太郎

(個人の場合は住所、氏名を書いてください)

(電話 075-123-4569)

所在地 京都市上京区下立売通智恵光院東入る

被申立人 名称 油小路工業株式会社

代表者職氏名 代表取締役社長 上京次郎

(個人の場合は住所、氏名を書いてください)

(電話 075-123-4567)

2 請求する救済の内容

【記載上の注意】被申立人の不当労働行為がなかった状態に戻すために、被申立人にどのような行為を求めるかを具体的に記載してください。

(1) 被申立人は、申立人の組合員に対する組合脱退の勧奨により申立人の運営に支配介入してはならない。

【記載上の注意】被申立人に文書の掲示を求める場合は、掲示の方法とその文面を記載してください。

(2) 被申立人は、縦1メートル、横2メートルの白紙に下記のとおり記載し、会社本社及び亀岡工場の玄関付近の従業員が見やすい場所に、2週間掲示しなければならない。

記

この度、京都府労働委員会から、当社の管理職が〇年〇月〇日に貴組合員に對して行った発言は、不当労働行為であると認定されました。

については、今後このような行為をしないことを誓約します。

〇年〇月〇日（掲示の日を記載）

油小路工業労働組合

執行委員長 京都 太郎 様

油小路工業株式会社

代表取締役社長 上京 次郎

3 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者

【記載上の注意】組合結成日、組合員数、上部団体への加入等申立人の状況について記載してください。

ア 申立人

申立人は、被申立人の従業員で組織する労働組合で〇年〇月〇日結成され、〇年〇月現在、組合員は〇〇〇人である。なお、組合は、〇年〇月〇日に、上部団体である〇〇地区本部に加盟し、現在に至っている。

【記載上の注意】事業内容、事業所の設置状況、従業員数等被申立人の状況について記載してください。

イ 被申立人

被申立人は、〇年〇月〇日設立され、京都市に本社を置き龜岡市に工場を有する工作機械メーカーである。従業員は、〇年〇月現在、〇〇〇人である。

(2) 不当労働行為を構成する具体的な事実

【記載上の注意】いつ、どこで、だれが、だれに対し、どのようなことを行ったのか、労働組合の結成や運営に被申立人が支配介入したとする事実を具体的に記載してください。

ア 〇年〇月〇日、被申立人の代表取締役社長〇〇〇〇が退任し、新社長として副社長上京次郎が就任した。副社長上京次郎は、日頃から組合に対し批判的発言を行っていた。

イ さらに、被申立人は、〇年〇月〇日、〇〇部長が中心となり〇〇部長、〇〇課長らが知合いである申立人の組合員十数名を喫茶店に呼び出し、組合を批判する発言を行った。その結果、同年〇月〇日～〇月末までの間に組合員10名が脱退した。このような〇〇部長らの組合員に対する発言は、組合からの脱退を勧奨するもので、組合運営に対する支配介入である。